メール送付先：jyohou@city.sasebo.lg.jp （佐世保市ＤＸ推進課）

佐世保市スマートワーク環境構築事業（庁内情報システム基盤機器等更改）

業務仕様書等 添付資料一式配付用 パスワード発行申込書

年　　月　　日

佐世保市行政経営改革部ＤＸ推進課　行

（住　　所）

（法人名称）

（押印不要）

「佐世保市スマートワーク環境構築事業（庁内情報システム基盤機器等更改）」に関する業務仕様書等 添付資料一式の配付を申し込みいたします。また、受領した資料については、別紙「庁内情報システム基盤機器等更改事業 情報の取扱い特記事項」を順守し、本業務に対する提案以外の目的で利用しないことを誓約いたします。

連絡先（記入必須）

・本社（支社、支店等）名：

・住所：

・担当者名：

・TEL：

・E-mail：

（留意事項）

本請求は、「実施要領 項４（１）対象者」の要件を満たしている必要があるため、事前に確認し、請求を行うこと。

また、上記連絡先に記入されたご担当者及び電子メールアドレス宛に「パスワードの送付」や「質問回答等の連絡」を行いますので、留意の上申込すること。

業務仕様書等を確認した結果、提案に参加しない場合は、「様式７ 提案辞退届」を速やかに提出すること。

佐世保市スマートワーク環境構築事業（庁内情報システム基盤機器等更改）

情報の取扱い特記事項

佐世保市スマートワーク環境構築事業（庁内情報システム基盤機器等更改）の提案プロポーザルに関する情報の取扱いについて下記のとおり定める。

（基本的事項）

第１　佐世保市スマートワーク環境構築事業（庁内情報システム基盤機器等更改）の提案プロポーザルに参加又は仕様書資料を受領するもの（以下「提案者」という。）は、本提案の実施にあたり知り得た、又は提供を受けた、若しくは提案者自ら作成した相手方固有の業務上及び技術上に係わる情報（以下「業務情報」という。）の保護の重要性を認識し、佐世保市又は第三者の権利利益を侵害することのないよう、業務情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　提案者は、知り得た業務情報を他に漏らしてはならない。この提案プロポーザルが終了した後においても同様とする。

（目的外利用及び提供の禁止）

第３　提案者は、知り得た業務情報を提案書の作成以外に利用、又は第三者に提供若しくは譲渡してはならない。

再委託者へ業務情報を提供する場合は、再委託者は提案者と同様の責務を負う。

（適正管理）

第４　提案者は、知り得た業務情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の業務情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（資料等の返還等）

第５　提案者は、佐世保市から提供を受け、又は提案者自らが収集し、若しくは作成した業務情報が記録された資料等は、提案プロポーザル終了後直ちに破棄するものとする。

（損害賠償等）

第６　提案者が、知り得た業務情報の全部又は一部を不当に開示、漏えい、提供等した場合又は目的外に利用、提供等した場合は、佐世保市は、提案者に対して差止め、損害賠償及び佐世保市が必要と認める措置を請求できるものとする。